

令和3年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領

兵 庫 県

1 目 標

高圧ガスに係る保安の確保について、新型コロナウイルス等の新たな社会リスクが生まれていることから、それらを踏まえたなお一層の努力が必要であり、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスによる災害を防止することで、安全で快適な生活を確保することを目標とする。

【重点目標】

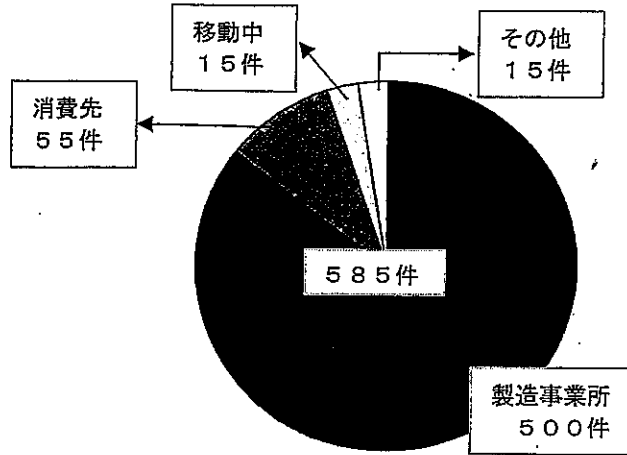
(1) 「高圧ガス保安法」関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 事業所におけるIoT・ビッグデータ等の活用及びその効果の検討、改善
- ③ 非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の促進
- ⑤ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑦ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

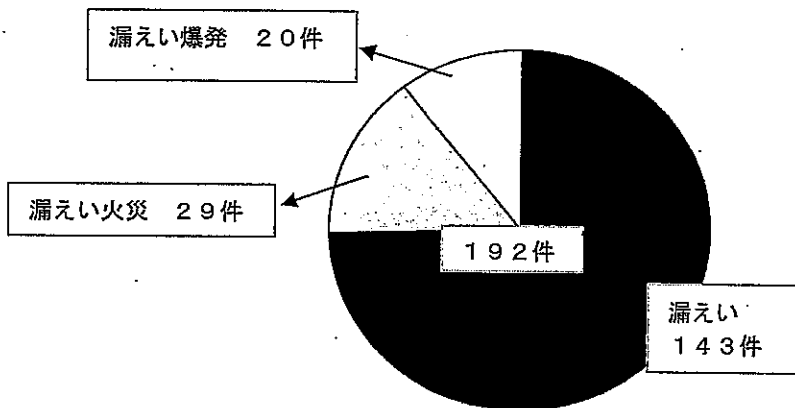
- ① 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ② 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発
- ④ 上記のほか、液化石油ガス安全高度化計画2030に係る各種取組の推進

【事故発生状況】



令和2年における高圧ガス保安法関係事故（災害）件数（全国）

高圧ガス保安法関係事故（災害）の区分別発生状況をみると、製造事業所が500件、消費先が55件、移動中が15件等となっており、製造事業所での事故が災害事故全体の85%を占めている。



令和2年における液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事故件数（全国）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事故の現象別発生状況をみると、漏えいが143件、漏えい火災が29件、漏えい爆発が20件となっており、漏えい事故が事故総数の74%と最も大きな割合を占めている。なお、一酸化炭素中毒・酸欠は0件であった。

2 期間

令和3年10月23日（土）から10月29日（金）まで

3 実施事項

前記1に掲げる実施目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に、新型コロナウイルス感染対策を徹底のうえ、以下の事項を中心に実施する。

(1) 高圧ガス関係事業所及び液化石油ガス販売事業者等における取組

① 「高圧ガス保安法」関係

ア 経営者の高圧ガス保安に対するコミットメントの発信

イ リスクアセスメントの実施等、安全活動の推進

ウ 過去の事故事例等を踏まえ、地震・津波等も含めた大規模災害を含む災害想定等を行い、共同防災訓練の企画、実施

エ 販売事業者等における高圧ガス容器盗難防止等のための容器の管理強化（消費先での安全対策など「兵庫県高圧ガス容器保安対策指針」の周知徹底を含む。）

オ 高圧ガス製造事業所、特定高圧ガス消費事業所及び容器検査所における点検箇所を含めた設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、コンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進

カ 冷凍事業所における老朽化対策の推進及び保安管理の徹底、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底

キ 高圧ガス移動時における保安管理の徹底（容器転倒防止措置、出発前点検の徹底、二次災害を防止するために必要な備品の携行等）

ク 高圧ガス消費者に係る保安講習会等の実施

ケ 高圧ガス保安活動促進週間ポスターの掲示等（全ての高圧ガス関係者共通）

i 自主保安意識の高揚

ii 設備の点検・整備の推進（特に経年劣化対策）

iii 防災対応行動の再確認

② 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

ア 経営者の液化石油ガス保安に対するコミットメントの発信

イ 一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジオ広告をはじめとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動の実施

ウ 一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な操作方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因等を紹介したリーフレット等の配布等、広報、啓発活動等の実施

エ 上記のほか、液化石油ガス安全高度化計画2030に係る各種取組の推進

(2) 関係団体における取組

① 保安意識の向上のための各種保安講習会等の開催

② 高圧ガス優良製造所等の表彰

③ 放置容器の回収の徹底

④ 高圧ガス関係事業所等が実施する上記(1)の取組への指導、協力